

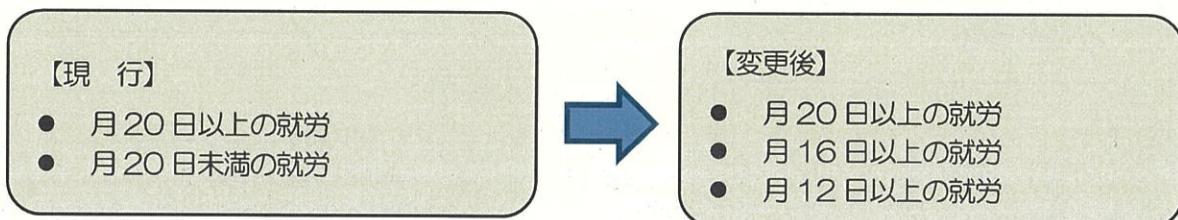
保育所利用調整基準等の変更について

I 保育所利用調整基準等指標の変更について

項目を増設したことにより、指標の最高点を 10 点から 20 点に変更した。

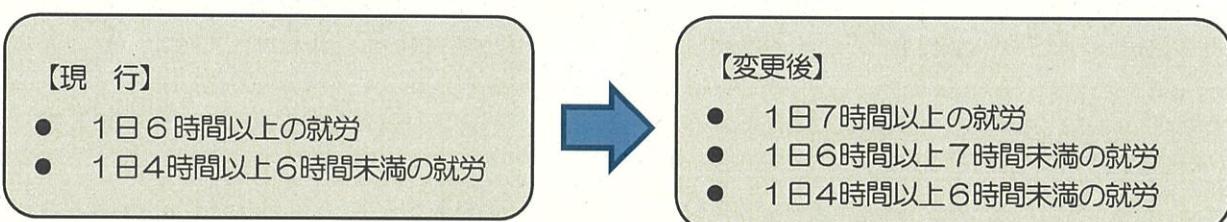
1 基本指標（保護者の保育が必要な状況に応じた指標）

(1) 居宅外労働



現行は、月 20 日以上の就労または月 20 日未満の就労の 2 区分であるが、月 12 日以上の勤務（おおむね週 3 日）と月 16 日以上の勤務（おおむね週 4 日）ではお子さんを保育できない状況に差があることや国の調査（厚生労働省「毎月勤労統計調査」平成 22 年）でもパートタイム就労者の平均出勤日数は 15.8 日／月となっていることなどから、月 20 日未満の部分を月 16 日以上と月 12 日以上に分割した。

(2) 居宅内労働（自営中心者・協力者）



現行は、1 日 6 時間以上の就労または 1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労の 2 区分であるが、居宅外労働の時間区分に合わせて 3 区分とした。

(3) 出産・疾病・心身障害者

① 長期入院

【現 行】

- 1か月以上の入院



【変更後】

- 入院中・入院予定者（1か月以上）
※ 入園月からの入院予定を含む

長期入院については1か月以上とする（変更なし）。現行、入院予定者については、入院期間等の記載されている書類を提出してもらい対応しているが、基準表に記載し明確化することとした。

② 心身障害者

【現 行】

- 1級（度）、2級（度）
- 3級（度）
- 4級（度）



【変更後】

- 身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳3級以上
- 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度
- 身体障害者手帳4級

現行は、1級（度）、2級（度）と3級（度）の区分とし、障害の種別によって手帳の写しを提出してもらい対応しているが、基準表に記載し明確化することとした。

(4) 看護・介護（入院・通院・通所付添い）

【現 行】

- 入院等患者付添・施設通所等の長期付添
- 週3日以上
 - 週3日未満



【変更後】

入院・通院・通所付添い

- 月20日以上かつ1日4時間以上
- 月16日以上かつ1日4時間以上
- 月12日以上かつ1日4時間以上

現行は、週3日以上または週3日未満の2区分であるが、居宅外労働の日数区分と合わせて3区分とした。

(5) 求職（就労内定）

【現 行】

- 1日7時間以上の就労
- 1日4時間以上7時間未満の就労



【変更後】

- 1日7時間以上の就労
- 1日6時間以上7時間未満の就労
- 1日4時間以上6時間未満の就労

現行は、1日7時間以上または1日7時間未満の2区分となっている。居宅外労働、居宅内労働において区分を細分化したため、求職（就労内定）も同様に細分化した。

（6）就学等（通学・通所）【新設】

現行、就学等は特例としているが、新制度の国基準案に合わせて就学のみの項目を新設した。

（7）特例（その他）

就学等を除き特例を設けた。児童養護など措置が必要なケースを想定している。

2 調整指數（該当する場合、基本指數に加算・減算を行う。）

（1）加算する項目（国基準の優先利用で示されている項目）

- ① 社会的養護が必要な場合（虐待やDV）【新設】
- ② ひとり親世帯
- ③ 生活保護受給世帯
- ④ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合【新設】
- ⑤ 育児休業の取得により、一時退園し、育休明けに再度入園の場合【新設】
- ⑥ 兄弟姉妹ともに入所を希望する場合【新設】
- ⑦ 兄弟姉妹が既に入所している保育園への入所を希望する場合
- ⑧ 申込児を家庭福祉員に預けている場合【新設】

（2歳児クラス以降の加算は2歳児クラスの4月入園から適用）

- ⑨ 申込児を地域型保育事業（家庭福祉員以外）の保育施設に預けており、3歳児クラスから区内の認可保育所への入所を希望する場合【新設】

（3歳児クラスの4月入園から適用）

（2）加算する項目（区独自の項目）

- ① 就労等（育児休業中を除く）の理由により申込児を認証保育所に預けており、定員に制限があるといった理由から3歳児クラスから区内の認可保育所への入所を希望する場合（3歳児クラスの4月入園から適用）【新設】
- ② 就労等（育児休業中を除く）の理由により申込児を無認可保育施設（認証保育所除く）に申込締切日現在2か月以上有償（週3日以上かつ1日4時間以上の月極契約）で預けている場合【新設】

(3) 減算する項目

- ① 転入予定者で住所（転入先）が確認できる不動産関係の契約書等がない場合【新設】
 - ② 保育料の滞納が3か月以上ある場合（卒園児含む）【新設】
 - ③ 保育料の滞納が6か月以上ある場合（卒園児含む）【新設】
- ※ ②, ③は、滞納していることに理由があると区が認める場合等を除く。

3 優先順位（基本指數と調整指數の合計が同一の場合の順位）

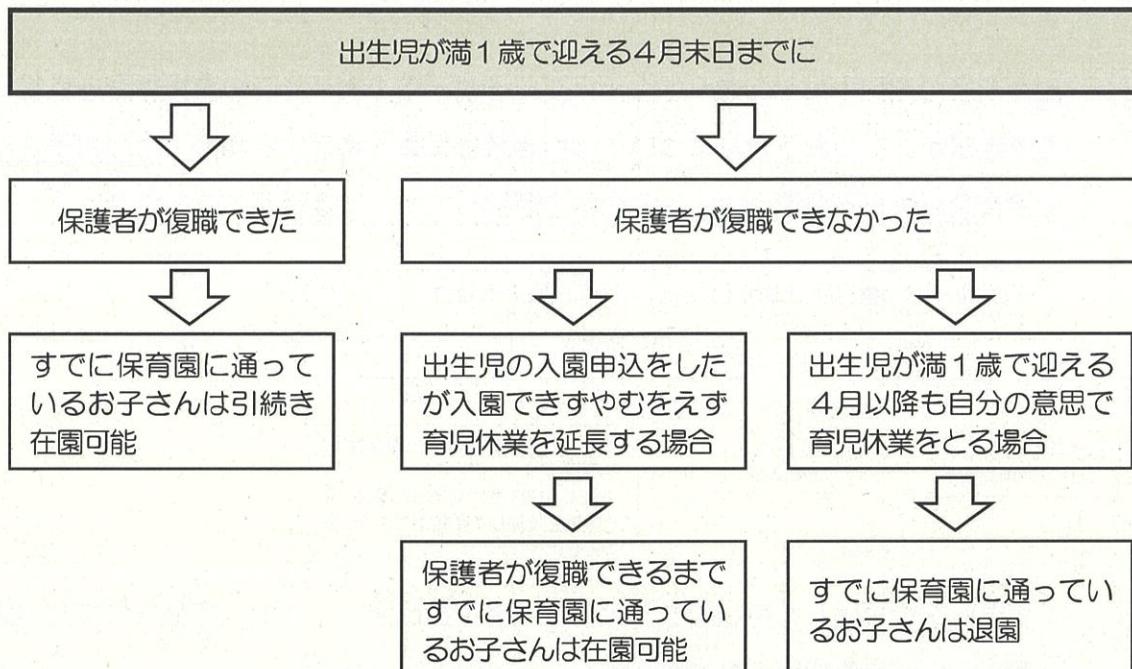
- (1) 利用者負担額の階層が生活保護受給世帯と同程度の世帯
- (2) ひとり親世帯
- (3) 父又は母が会社命令による単身赴任となった世帯
- (4) 保護者が、1か月以上の入院・常時病臥の場合【新設】
- (5) 保護者が身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持する場合
- (6) 心身障害者手帳を有する児童【新設】
- (7) 区内の認可保育園に兄弟姉妹が在園している場合
- (8) 兄弟姉妹同時申込み（3人以上又は双子の世帯）の場合
- (9) 区内の認可保育園を入所希望月から6か月以上待機している児童
- (10) 養育している子ども（小学生以下）の人数の多い世帯【新設】
- (11) 区在住期間が長い世帯

※ 次に該当する場合は優先順位を適用しない。

- ・入所希望月以前の1年以内に内定辞退したことがある場合、優先順位が適用されず同じ指數の中で最も順位が低くなる。
- ・在園児・卒園児に3か月以上の滞納がある世帯（滞納していることに理由があると区が認める場合等を除く）は、優先順位が適用されず同じ指數の中で上記内定辞退に該当する場合よりも後に順位づけされる。

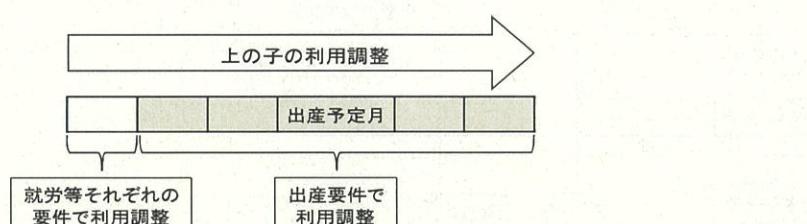
II 保護者が育児休業を取得する場合の取扱いについて

1 育児休業取得前にすでに保育園に通っているお子さんがいる場合



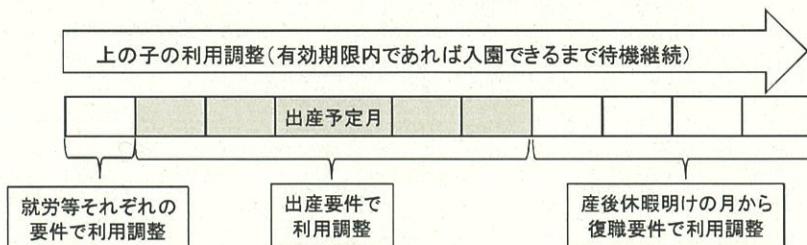
2 入園申込みをしていて待機中に次のお子さんの妊娠がわかった場合

- (1) 出産前後の期間（出産予定月の2か月前から出産後8週間を経過した日の翌日が属する月まで 以下同様）のみ上の子の保育を希望する場合



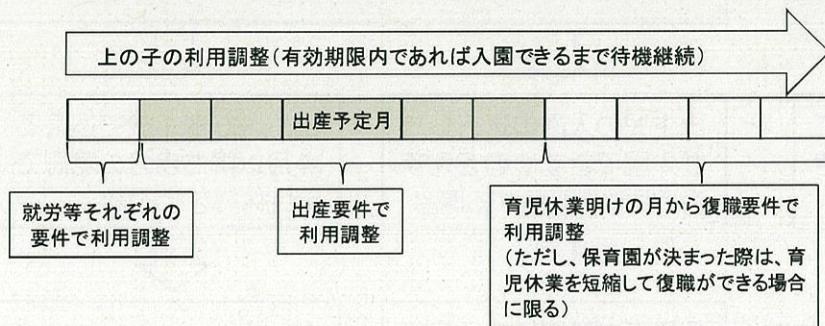
出産前後の期間のみ出産要件で利用調整を行う。

- (2) 出産前後の期間中に上の子さんが入園できなかったが、出生児の産後休暇明けからも引き続き上の子さんの保育を希望する場合



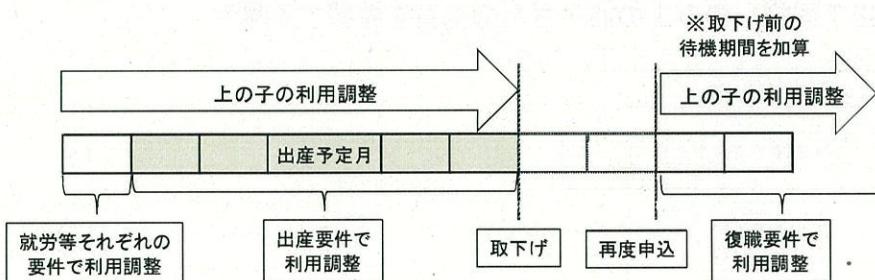
産後休暇明けの月から復職予定の勤務証明書を提出することで、上のお子さんはその月から復職要件で利用調整を行い、待機期間が継続される。

- (3) 出産前後の期間中に上のお子さんが入園できず、下のお子さんの育児休業を取得する予定だが、上のお子さんについては引き続き保育を希望する場合 (上のお子さんの保育園が決まった場合に、育児休業を短縮してすぐに復職ができる場合)



育児休業を短縮して復職できる勤務証明書を提出することで、復職要件で利用調整を行い、待機期間が継続される。

- (4) 出産前後の期間中に上のお子さんが入園できず、下のお子さんの育児休業を取得する予定だが、上のお子さんについては引き続き保育を希望する場合。 (上のお子さんの保育園が決まった場合に、育児休業を短縮してすぐに復職ができない場合)



上のお子さんの保育園が決まった際に、復職ができないため申込みは取下げとなるが、再度申請をする際には、取下げ前の待機期間を加算して利用調整を行う。

【参考】保育所利用調整基準新旧対照表

基本指數（變更前）

【参考】保育所利用調整基準新旧対照表

調整指數（変更前）

番号	児童を取り巻く環境等特殊な事情	調整指數
1	ひとり親世帯の場合	+3
2	生活に困窮している場合	+2
3	兄弟姉妹が既に入所している保育園への入所を希望する場合	+1
4	自宅内自営で、危険物を扱う業種の場合	+1

調整指數（変更後）

番号	条件	指數	番号	世帯の状況	備考
1	社会的養護が必要な場合(虐待やDV)	世帯加算 +7	番号	所得の低い世帯(世帯収入が低く就労が生計費を得るために必要な場合)	階層区分 A・B・C・D 4 (生活保護費受給世帯と同程度)
2	ひとり親世帯	世帯加算 +5	1	要と認められる世帯を優先。)	母子又は父子世帯
3	生活保護受給中の場合	世帯加算 +4	2	ひとり親世帯	区内の認可保育園に在園している場合
4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	世帯加算 +4	3	兄弟姉妹在園	未入所児が3人以上又は双子の世帯で低年齢児がいる世帯から優先
5	育児休業の取得により、一時退園し、育休明けに再度入園の場合	再申込見に加算 +4	4	多子	区内の認可保育園に在園している場合
6	兄弟姉妹が既に入所している保育園への入所を希望する場合	申込児に加算 +3	5	父又は母が単身赴任となった世帯	父又は母が単身赴任となりた世帯
7	兄弟姉妹ともに入所を希望する場合	世帯加算 +1	6	既に保育所に入所している児童の保育料の滞納がない世帯	区内の認可保育園に在園していない、3か月以上の滞納がない世帯
8	申込男を家庭福祉員に預けている場合(2歳児クラス以降の加算は2歳児クラスの4月入園から適用)	0・1歳児クラス 申込児に加算 +1	7	保護者が、入院・常時病院の場合	1か月以上の入院・常時病院
9	申込児を地域型保育事業(家庭福祉員以外)の保育施設に預けており、3歳児クラスから区内の認可保育所への入所を希望する場合(3歳児クラスの4月入園から適用)	2歳児クラス以降 申込児に加算 +3	8	3歳以上の身体障害者手帳を所持する場合	障害の重い者優先
10	就労等(育児休業を除く)の理由により申込児を認証保育所に預けたり、定員に制限があるといった理由から申込児を家庭福祉員から区内の認可保育所への入所を希望する場合(3歳児クラスの4月入園から適用)	申込児に加算 +3	9	待機期間の長い世帯	区内の認可保育園を入所希望月から6か月以上待機している世帯
11	就労等(育児休業を除く)の理由により申込児を無認可保育施設等認証保育所除くに申込特切日現在2か月以上有償(週3日以上かつ4時間以上)の月極契約で預けている場合	申込児に加算 +3	10	区在住期間が長い世帯	区内の認可保育園に兄弟姉妹が在園している場合
12	自宅内自営で、危険物を扱う業種の場合	世帯加算 +2	11	区在住期間が長い世帯	区内の認可保育園に兄弟姉妹が在園している場合
13	転入予定者で住所転入先が確認できる不動産関係の契約書等がない場合	世帯より減算 -2	8	兄弟姉妹同時申込み(3人以上又は双子の世帯)の場合	兄弟姉妹同時申込み(3人以上又は双子の世帯)の場合
14	保育料の滞納が3か月以上ある場合(本園児含む)	世帯より減算 -5	9	区内の認可保育園を入所希望月から6か月以上待機している児童	区内の認可保育園を入所希望月から6か月以上待機している児童
15	保育料の滞納が6か月以上ある場合(本園児含む)	世帯より減算 -10	10	養育している子ども(小学生以下)の人数の多い世帯	養育している子ども(小学生以下)の人数の多い世帯

◎次に該当する場合は優先順位を適用しません。

1 入所希望月以前の1年内に内定辞退したことがある場合、優先順位が適用されず同じ指數の中でも順位が低くなります。

2 在園児・卒園児に3か月以上の滞納がある世帯、正当な理由により滞納していると区が認める場合を除く)には、優先順位が適用されず同じ指數の中でも順位が低くなります。

・番号6～11が重複した場合は番号6を適用します。

・番号8～11は施設が発行した受託証明書を締切日までに提出された場合に適用します。

・番号14・15は正当な理由により滞納していると区が認める場合を除きます。